



長野県報

8月6日(月)
平成19年
(2007年)
第1886号

目 次

規 則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課） 1

告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指
定（長寿福祉課） 7

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（総務事務課） 8

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（2件）（産業政策課） 9

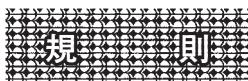
一般競争入札（森林政策課） 10

職員の分限免職処分（警務課） 11

特定調達契約に係る一般競争入札（交通規制課） 11

一般競争入札（医療政策課） 12

正誤（森林整備課） 13



長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここ
に公布します。

平成19年8月6日

長野県公安委員会委員長 唐沢彦三

長野県公安委員会規則第9号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の表の左欄に掲げる交通の規制について、当該右欄」を「別表第1」に改め、同項の表を削り、同条第2項中「前項」を「別表第1」に、「公安委員会」を「長野県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」に改め、同条第4項第1号中「第1項」を「別表第1」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、別表第1の5の(11)の指定を受けた車両の運転者が当該車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を標章とともに掲出すること。

第2条第4項第3号を削り、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従う

こと。

第2条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」を「別表第1」に、「通行禁止（駐車禁止・時間制限駐車区間）除外指定車」を「通行禁止除外指定車」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の申請が別表第1の5の(11)の指定に係るものである場合は、同(11)のいずれかに該当することを証明する書類を添付しなければならない。

第2条に次の2項を加える。

6 公安委員会は、第4項の標章の交付を受けた者が前項各号の規定のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

7 第4項の標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該標章を公安委員会に速やかに返納しなければならない。

(1) 標章の有効期限が経過したとき。

(2) 標章の交付を受けた理由が消滅したとき。

(3) 前項の規定により公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

第2条の2中「前条第1項に規定する」を「別表第1に掲げる」に、「同項の表の右欄の(11)のエ又はオ」を「同表の5の(11)」に改める。

第6条第3項中「第2条第4項」を「第2条第5項から第7項まで」に改める。

第7条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、当該駐車許可申請書によらないで許可の申請をすることができる。

第7条第2項を次のように改める。

2 警察署長は、前項の申請の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、法第45条第1項ただし書の規定による許可をしなければならない。

(1) 駐車して行う用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関その他の当該申請に係る車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分以内の貨物の積卸しその他の放置駐車違反とならない方法によることが不可能であると認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。

(2) 駐車の期間が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車（許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車。次号イにおいて同じ。）により道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となる期間でないこと。

イ 駐車して行う用務の目的を達成するために必要な期間を超えるものでないこと。

(3) 駐車の場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（放置駐車違反となる場合にあつては法第45条第1項各号に掲げる場所及び同条第2項本文に規定する場所を除く。）であること。

イ 駐車により道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となる場所でないこと。

(4) 駐車可能な場所が、次に掲げる距離の範囲内に、路外駐車場、路上駐車場若しくは駐車が禁止されていない道路の部分のいずれにも存在せず、又はこれらの利用が不可能であると認められること。

ア 運搬が困難な重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ ア以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

第7条第4項中「第2条第4項」を「第2条第5項から第7項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「前項」を「第2項又は第3項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1項ただし書に規定する場合はこの限りでない。

第7条第3項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 警察署長は、第1項の申請の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、法第49条の2第5項の規定による許可をしなければならない。

(1) 駐車して行う用務が、前項第1号のアからウまでのいずれにも該当するものであること。

(2) 駐車の期間が、前項第2号のイに該当するものであること。

(3) 駐車の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 当該時間制限駐車区間における他の車両の駐車を著しく妨害する場所でないこと。

イ 駐車により道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく

く交通を妨害する方法でないこと。

(4) 駐車可能な場所が、前項第4号のア及びイに掲げる距離の範囲内に、路外駐車場、路上駐車場若しくは駐車が禁止されていない道路の部分のいずれにも存在せず、又はこれらの利用が不可能と認められること。

4 前項の駐車許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し

(2) 駐車の場所及びその周辺の見取図（目標となる建物又は施設の名称等及び当該駐車の場所を表示したもの）

(3) 前2号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書類

5 警察署長は、第2項又は第3項の許可をする場合において必要があると認めるときは、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。

第7条に次の1項を加える。

8 警察署長は、駐車許可証の交付を受けた者が第5項の規定により許可に付された条件に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

第12条第1項中「別表」を「別表第3」に改める。

第22条第4号中「公職選挙法」の次に「（昭和25年法律第100号）」を加え、「規定する」を「基づく」に改める。

別表を別表第3とし、同表の前に次の別表を加える。

(別表第1) (第2条関係)

交通の規制	交通の規制の対象から除く車両
1 道路標識等による交通の規制	(1) 警衛要則(昭和54年国家公安委員会規則第1号)に基づく自動車お列内の自動車 (2) 警護要則(平成6年国家公安委員会規則第18号)に基づく自動車警護列内の自動車
2 道路標識等による交通の規制のうち、車両の通行禁止(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識を用いたもの並びにこれらとの標識に連して設置されている「指定方向外進行禁止」の標識を用いたものに限る。)に係るもの	(1) 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両(一般の車両と識別が困難な車両にあつては、あらかじめ公安委員会の指定を受けたものに限る。(6)及び(7)において同じ。) (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく一般廃棄物の収集のため使用中の車両 (3) 警察において使用する車両で交通の指導取締り、交通事故の処理、犯罪の捜査、被疑者の逮捕又は警備活動(以下「交通の指導取締り等」という。)のため使用中のもの (4) 法第51条の12に規定する放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両 (5) 公職選挙法に基づく選挙運動又は政治活動のため使用中の車両 (6) 道路、道路付属物、信号機、道路標識等又はパーキング・チケット発給設備の設置又は管理のため使用中の車両 (7) 河川区域内の道路において河川の維持及び管理のため使用中の車両 (8) 急病人の救護、災害等緊急やむを得ない理由により使用中の車両 (9) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1項のハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供されている車両で身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳又は医師の発行する診断書の交付を受けている歩行困難な者を送迎するため使用中のもの (10) あらかじめ公安委員会の指定を受けた次のいずれかに該当する車両 ア 電気、ガス、水道又は電話に係る緊急修復工事のため使用中の車両 イ 医師又はこれに準ずる者が緊急救診等のため使用中の車両 ウ 報道機関が緊急取材のため使用中の車両 エ アからウまでに掲げるほか、特にその必要性が認められる車両
3 道路標識等による交通の規制のうち、最高速度に係るもの	(1) 緊急自動車 (2) 専ら交通の取締りに従事する自動車
4 道路標識等による交通の規制のうち、停車及び駐車の禁止に係るもの	(1) 警察において使用する車両で交通の指導取締り等のため使用中のもの (2) 法第51条の12に規定する放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両 (3) 交通の指導取締り等のため現に停止を求められている車両 (4) 急病人の救護、災害等緊急やむを得ない理由により使用中の車両

- 5 道路標識等による交通の規制のうち、駐車の禁止又は時間制限駐車区間に係るもの(駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合には、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。)
- (1) 電報の配達のため使用中の車両(一般の車両と識別が困難な車両にあつては、あらかじめ公安委員会の指定を受けたものに限る。(7)及び(8)において同じ。)
(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の収集のため使用中の車両
(3) 警察において使用する車両で交通の指導取締り等のため使用中のもの
(4) 法第51条の12に規定する放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両
(5) 交通の指導取締り等のため現に停止を求められている車両
(6) 公職選挙法に基づく選挙運動又は政治活動のため使用中の車両
(7) 道路、道路付属物、信号機、道路標識等又はパーキング・チケット発給設備の設置又は管理のため使用中の車両
(8) 河川区域内の道路において河川の維持及び管理のため使用中の車両
(9) 急病人の救護、災害等緊急やむを得ない理由により使用中の車両
(10) あらかじめ公安委員会の指定を受けた次のいずれかに該当する車両
ア 電気、ガス、水道又は電話に係る緊急修復工事のため使用中の車両
イ 医師が緊急往診のため使用中の車両
ウ 報道機関が緊急取材のため使用中の車両
エ 専ら郵便法(昭和22年法律第165号)第16条に規定する通常郵便物の集配のため使用中の車両
オ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく臨検のため使用中の車両
カ 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく犬の捕獲のため使用中の車両
キ 道路運送車両法に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、歩行困難な者の輸送のため使用中の車両
ク 裁判所法(昭和22年法律第59号)第62条に規定する執行官が民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく強制執行等を迅速に行う必要がある場合に、その執行のため使用中の車両
ケ 総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第70号に規定する電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査のため使用中の車両
(11) 次に掲げる者が現に使用中の車両(ウに掲げる者が現に使用中の車両にあつては、日出時から日没までの間に使用しているものに限る。)で、あらかじめ公安委員会の指定を受けたもの
ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める

障害の級別に該当する障害を有するもの
イ 戰傷病者特別援護法第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの
ウ 色素性乾皮症にり患している者(公安委員会が別に定めるものに限る。)
エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級であるもの
オ 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が重度であるもの

様式第1号中

事業所等の所在地	電話()
事業所等の名称及び責任者	

を

除外指定を受けようとする者の住所(事業所の所在地)	電話()一
除外指定を受けようとする者の氏名(事業所の名称及び責任者)	

に、

車両登録番号		車名	
--------	--	----	--

を

車両登録番号		車名	
主たる運転者の氏名			

に、

備考		特記事項	
----	--	------	--

を

備考

】

に改める。

様式第2号を次のように改める。

(別表第2)(第2条関係)

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第4項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由		1級、2級及び3級の1	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(1上肢のみに運動障害がある場合を除く。)	
	移動機能	1級及び2級	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	

(様式第2号) (第2条関係)

(表)

縦 12.7センチメートル
横 17.0センチメートル

第 年 月 日		
通行禁止除外指定車		
指 定 種 別		
車両登録番号		
条 件	除外する区域 又は道路の区間	
	有 效 期 限	年 月 日まで
	そ の 他	
長野県公安委員会 印 (警察署扱)		

(様式第2号の2) (第2条関係)

(表)

縦 13センチメートル
横 18センチメートル

第 年 月 日	
駐車禁止除外指定車	
使用中	
車両登録番号	
この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 運転者の連絡先又は用務先は、別紙のとおり。	
有効期限 年 月 日まで	
長野県公安委員会 印 (警察署扱)	

(裏)

注 意 事 項

- 1 この標章は、公安委員会による通行禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
- 2 通行禁止のうち一方通行規制の区間は逆行できません。
- 3 この標章は、表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 4 この標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 5 現場において警察官等の指示があつた場合は、その指示に従ってください。
- 6 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。
- 7 次の場合は、この標章((3)の場合は、発見した標章)を速やかに返納してください。
 - (1) 標章の有効期限が経過したとき。
 - (2) 標章の交付を受けた理由が消滅したとき。
 - (3) 標章の再交付を受けた後において、亡失した標章を見したとき。
 - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

主たる運転者氏名

- (備考) 1 偽造防止措置付 (文字部分は黒色)
2 地色は、黄色とする。

様式第2号の2を次のように改める。

注 意 事 項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車 (道路交通法第44条及び第75条の8)
- 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第47条)
- 保管場所としての駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

- 2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 4 現場において警察官等の指示があつた場合は、その指示に従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章((3)の場合は、発見した標章)を速やかに返納してください。
 - (1) 標章の有効期限が経過したとき。
 - (2) 標章の交付を受けた理由が消滅したとき。
 - (3) 標章の再交付を受けた後において、亡失した標章を見したとき。
 - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

被交付者等
住所又は所在地 氏名又は事業所名

- (備考) 1 偽造防止措置付 (文字部分は黒色)
2 地色は、白色とする。

「
車両の種類、年式、車両番号
」を
」

「
車両の種類、年式、車両番号
」に、「
駐車場所
駐車期間
」を
」

「
駐車の期間
駐車の場所
」に改める。

様式第6号を次のように改める。

(様式第6号)(第7条関係)

(表)

〔縦 12.7センチメートル
横 17.0センチメートル〕

		第	号	
		年	月	日
駐車許可証				
駐車の目的				
車両登録番号				
駐車の期間	年	月	日	時 分から
	年	月	日	時 分まで
駐車の場所				
条件	裏面記載のとおり。			
道路交通法第45条第1項ただし書(第49条の2第5項)の規定により上記のとおり駐車を許可したことを証する。				
警察署長 印				

(裏)

駐車許可の条件

主たる運転者氏名

(備考) 色は、地は白色、駐車許可証の文字は赤色、その他の文字は青色とすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年8月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の長野県道路交

通法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第2条第2項の規定により提出されている通行禁止(駐車禁止・時間制限駐車区間)除外車両指定申請書又は改正前の規則第7条第1項の規定により提出されている駐車許可申請書に係る指定又は許可については、なお従前の例による。

3 改正前の規則第2条第3項の規定により交付された通行禁止(駐車禁止・時間制限駐車区間)除外指定車若しくは駐車禁止(時間制限駐車区間)除外指定車の標章又は改正前の規則第7条第3項の規定により交付された駐車許可証は、当該標章の有効期限又は当該駐車許可証の有効期間が満了するまでの間、この規則による改正後の長野県道路交通法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第2条第4項の規定により交付された通行禁止除外指定車若しくは駐車禁止除外指定車の標章又は改正後の規則第7条第6項の規定により交付された駐車許可証とみなす。

4 この規則の施行の日から3年を経過するまでの間における改正前の規則第2条第1項の表の右欄の(11)のエに規定する車両の指定を受けた者についての改正後の規則の適用については、改正後の規則別表第1の5の(11)のア又はイに規定する者とする。

交通企画課